

内閣参質二一四第六号

令和六年十月十一日

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣林芳正

参議院議長尾辻秀久殿

参議院議員山本太郎君提出消費減税を検討する可能性と消費税率引下げに必要な期間に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出消費減税を検討する可能性と消費税率引下げに必要な期間に関する質問に
対する答弁書

一から三までについて

消費税については、急速な高齢化を背景に社会保障給付費が大きく増大する中で、国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点から、社会保障の財源として位置付けられており、消費税率を引き下げるとは考えていない。また、お尋ねの「消費税率を五%に引き下げる場合にどのくらいの日数が必要であるか」及び「消費税率を〇%に引き下げる場合にどのくらいの日数が必要であるか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、消費税率の引下げに係る税制改正の実施に要する期間については、政府として試算は行っていない。

四について

お尋ねの「総理答弁」は、令和二年三月十八日の参議院財政金融委員会における矢野財務省主税局長（当時）の「仮定の御質問にお答えすることはお許しをいただきたいと存じますが、事務的なことをえて申し上げますれば、税制改正全般にわたつてもそうですけれども、特に消費税は関係する方がもう全国民に

及びますので、周知を行う十分な期間が必要であるということと、これも言わざもがなですけれども、レジ、システムの改修、あるいは値札の付け替えといったことがもう全国津々浦々に必要になつてしまひますので、相当の期間が必要になるということだけは確かでござります。」との答弁の内容を踏まえたものである。